

随意契約理由書

1 修繕名称

桜之宮公園内浮棧橋修繕

2 契約相手方

ゼニヤ海洋サービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、桜之宮公園内に設置している浮棧橋について修繕を行うものである。
上記公園の浮棧橋については、台風 21 号の強風の影響により、浮棧橋の浮力部材である樹脂フロート部が破綻変形したことが判明した。今後も浮棧橋利用者に対し継続的に安全な浮棧橋として提供するため修繕を行う必要がある。

当該浮棧橋については、上記業者が設計製作したもので、修繕部品も他社では製作していない。
また、浮棧橋全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称
天王寺動物園コアラ舎自家用発電設備修繕（緊急）

2 契約相手方
ヤンマーエネルギーシステム株式会社

3 随意契約理由

今般、「天王寺動物園等電気機械設備管理業務委託 長期継続」において点検を行った結果、コアラ舎に設置している自家発電設備において、始動・制御用蓄電池の劣化（上蓋隆起）及び機関潤滑油の劣化等により交換が必要なものがあることが判明した。

本設備が停電時に正常に作動しない場合、空調機器等が停止し、飼育動物の環境に悪影響を及ぼすことから、早急に修繕を行う必要がある。

本設備は、上記業者が設計製作したものであり、故障個所の特定や部品も他社では製造しておらず整合性や修繕後も一貫した責任と性能について保障を持たせる必要があることから、上記業者へ随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署
天王寺動物公園事務所（管理課）

随意契約理由書

1. 修繕名称

城北公園内菖蒲園展示場瓦屋根ほか1箇所及び人工竹垣修繕（緊急）

2. 契約相手方

株式会社 結城工務店

3. 随意契約理由

本件は、台風 21 号の影響により、旭区 城北公園内菖蒲園の展示場及び券売所の瓦屋根及び人工竹垣の一部が、樹木の倒木により破損したため修繕を行うものである。

現在、瓦屋根が割れ下地が露出し、雨漏りにより空調機や照明器具等の電気設備や建物自体にも被害が及ぶ可能性がある。また、人工竹垣破損により菖蒲園内の景観が損なわれ、開園時に立入禁止場所への侵入も懸念されることから、早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称

焼野南さくら公園シェルター屋根ほか2公園修繕（緊急）

2. 契約相手方

株式会社 アディックス

3. 随意契約理由

本件は、台風21号の影響により、鶴見区 焼野南さくら公園・中徳公園・城東区 鳴野公園のシェルターの屋根が、一部破損および飛散したため修繕を行うものである。

現在、焼野南さくら公園ほか2公園のシェルター屋根部材の、アスファルトシングル及びカラーベスト葺きが剥がれており、残っている部材も不安定な状態である。今後同様の強風が発生した場合二次災害の恐れがあり、このままでは来園者に安全な公園利用を提供できないことから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5. 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称
城北公園内園路手すりほかフェンス修繕（緊急）

2 契約相手方
北川組

3 随意契約理由

本件は、城北公園内傾斜路にある園路手すりが、台風 21 号による強風の影響により樹木が倒木し、手すり本体が折れ曲がり使用できない状態にあり修繕を行うものである。

当該園路手すりは、城北公園内北側の傾斜地にあり、高齢者及び車いす等の利用者が、淀川の土手へと上がる目的の為に設置した経過がある。災害以降、立入り禁止テープ等で、危険を促し使用禁止にしている状態であるが、このままでは来園者に安全な公園利用を提供できないことから、早急に修繕を行う必要がある。また、菅原大橋下の資材置き場フェンスも同様、樹木の倒木によりフェンス柱部分が擁壁から脱落し、立入り禁止テープ等で危険を促しているが、防犯上関係者以外の侵入や、資材等の盗難被害が懸念されることから、早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿においてとび・土工・コンクリート工事での登録していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者と随意契約を行うものである。

4 法令根拠
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署
建設局 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称

桜之宮公園内藤田邸跡あずまや屋根修繕（緊急）

2. 契約相手方

中村工務店 株式会社

3. 随意契約理由

本件は、台風 21 号の影響により、桜之宮公園内藤田邸跡あずまやのタイル屋根が、強風及び樹木の倒木により破損したため修繕を行うものである。

現在、藤田邸跡については、一般利用者の立入り禁止処置をしているが、再オープンに向け、倒木の整理及び他の施設の修繕を進めている。あずまやについては、屋根部の瓦が剥がれており、残っている部分も不安定な状態である。今後同様の強風が発生した場合二次災害の恐れがあり、このままでは、公園利用者に安全な施設を提供できないことから、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 法令根拠

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 鶴見緑地公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称
渡船場待合所 修繕（緊急）

2 契約相手方
株式会社 誠廣

3 随意契約理由

本件は、台風21号により河川・渡船管理事務所で維持管理している落合上・天保山・船町渡船場の待合所の壁や屋根などが損傷したため修繕を行うものである。

当該渡船場の待合所は、渡船を利用する市民が乗船時間まで待機するために使用しているが、現在、屋根や壁の損傷具合がひどく、このままの状況では安全に市民が利用することができないことや建物の倒壊のおそれがあることから、早急に修繕する必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築での登録を有し、かつ部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を行うものである。

4 法令根拠
地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署
河川・渡船管理事務所